香南市

（金抜）														

（令和 8年度）

令和 8年度　　農　第08060号

高知県　香美市　土佐山田町町田

町田堰頭首工護床工復旧工事　実施設計書

作業区分　　請負

工事日数　　162 日

令和 8年 7月 1日　　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

工事概要	起工又は変更理由
護床工(7t)　撤去29個、再設置21個	
護床工(4t)　撤去67個、再設置104個	
護床工(2t)　撤去87個、再設置67個	
護床コンクリート　A=767m2、V=613m3	
1号突起　N= 5箇所	
2号突起　N=3箇所	
ふとんかご（H0.5m×B1.2m）　L=165m	
仮設道路　L=180m	
大型土のう　N=87袋、土のうN=20袋	
仮廻し配管（φ1000）　L=29m	
水替工　N=1式	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　土木工事共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木製型枠の使用

１　木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

２　設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

３　高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

４　木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

５　木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

６　受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第５条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査

１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

２　調査表の作成要領、提出について

（１）調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

（２）記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にＣＤ－Ｒ等に納めて工事完成後７日以内に監督職員へ提出すること。

第６条　工事現場における県内産木材の木製品使用

１　受注者は、工事請負金額（消費税含む）が２５０万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（１）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア　掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

特　記　仕　様　書

イ　工事看板（１ヶ所以上）
ウ　バリケード（１品以上）
エ　木製クッションドラム（１品以上）
オ　交通安全管理等の標示板
　ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。

（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。
　その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること
　例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。
注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。
注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。
注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条　個人情報の保護
１　受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第８条　ダンプトラック等による過積載の防止
１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第９条　軽油単価の適正な運用
１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第１０条　不正軽油の使用禁止
１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
　注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。
　①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
　②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
　③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第１１条　週休２日制モデル工事の実施について
　本工事は、香南市週休２日制工事実施要領における「週休２日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ウェブサイトに掲載する同要領を参照すること。
　香南市契約管財課ウェブサイト
https://www.city.kochi-konan.lg.jp/soshikikarasagasu/jutakukanzaika/nyusatsu_keiyaku/2/1925.html

第１２条　標示板の設置
１　高知県建設工事共通仕様書第１編１－１－27施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和３年６月23日付け３高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、 本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第１３条　ウィークリー・スタンスについて
１　本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

特　記　仕　様　書

（令和６年３月１３日付け５高技管第４０６号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第１４条　工事実績データ作成、登録

１　高知県建設工事共通仕様書共通編１－１－１－7に基づき、受注者は工事請負金額500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第１５条　公共事業労務費調査に対する協力

１　本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

２　調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３　公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第１６条　施工形態動向調査等に対する協力

１　本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第１７条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）をコブリス・プラスにより作成し、提出しなければならない。

３　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jacic.or.jp/）より、利用申請等を行うことができる。

第１８条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の確認

特　記　仕　様　書

を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第１９条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）　・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
・アスファルト塊2.35（t/m3）　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第２０条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

１　監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等

特　記　仕　様　書

を定めるものとする。

第２１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項２に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第２２条　施工管理

１　品質管理は「高知県工事技術管理要綱　品質管理基準」により実施すること。

第２３条　排出ガス対策型建設機械

１　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用す

特　記　仕　様　書

る場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第２４条　交通誘導警備員の配置

１　交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

２　交通誘導警備員Ａが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、１人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

３　交通誘導警備員Ａが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

４　交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第１８条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認出来る資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

５　交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析ＡＩ等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第２５条　設計図書の変更

１　設計変更等については、建設工事請負契約書第１８条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和２年４月（高知県土木部））」によることとする。

第２６条　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第２７条　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

１　本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ
（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/）

第２８条　監理技術者等

１　本工事において、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下、「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

特　記　仕　様　書

（１）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
（２）　低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
（３）　同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に２件までであること。
（４）　専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例２号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10ｋｍ程度以内の近接した場所であること。
（５）専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
（６）　専任特例２号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
（７）　専任特例２号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）　建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（９）　監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、１級施工管理技士補を有する者又は１級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(10)　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（３ヶ月以上）な雇用関係にあること。
(11)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
(12)　兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

２　本工事の監理技術者が専任特例２号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和５年３月 14 日付け４高土政第 1343 号土木部長通知 最終改正：令和７年１月 23 日付け６高土政第 1196 号）に規定する別記様式１、別記様式２及び１の（１）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

３　本工事において、専任特例２号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

第２９条　工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数９日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が９日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、８時から 17 時までのＷＢＧＴ値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。ＷＢＧＴ値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

１　現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率分が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上されている金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

２　熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第３０条　舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、吸水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

【工程関係】

１．他の工事による施工時期及び全体工期等への影響

（１）影響箇所

右岸高水敷き及び右岸河川内

（２）他の工事の内容

右岸：堰体右岸上流の浚渫作業

農第08061号 物部川統合堰2号魚道改修工事

（３）他の工事の開始及び完了の時期

令和8年10月～令和9年3月

２．施工時期、施工時間及び施工方法の制限

（１）制限を受ける時期及び時間

河川内の施工期間は令和8年11月～令和9年3月まで

３．当該工事の関係機関との協議の未成立事項

（１）制限を受ける内容

河川管理者からの施工許可（河川協議）

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

令和8年2月12日 国四整高河管第96号

４．他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

５．その他

（１）天然資源（鮎）の保護のため、河川への濁り発生等には十分注意すること。

（２）護床コンクリート及び減勢工(1号突起、2号突起)に使用するコンクリート強度(高強度コンクリート 50N/mm2)

【用地関係】

１．工事用地等の未処理部分・・・・・無

２．仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】

１．交通安全施設等の指定・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

２．近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無

３．防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

５．発破作業等の制限・・・・・無

【工事用道路関係】

１．一般道路を搬入路として使用する場合

（１）経路、期限の制限・・・・・無

（２）使用中及び使用後の処置・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

２．仮設路を設置する場合

（１）安全施設等の設置の必要・・・・・無

（２）工事終了後の措置・・・・・撤去

（３）維持及び補修の必要・・・・・無

３．一般道路の占用の必要・・・・・無

【仮設備関係】

１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

２．仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

３．仮設備の設計条件・・・・・無

【建設副産物関係】

１．建設発生土の搬出・・・・・無

２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・無

３．産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（１）処理場所　　廃プラスチック　高知市重倉924-3

処理方法（指定）　中間処理

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の条件明示であり指定事項ではない。

（２）処理場所　　高知県香南市野市町本村1550他

処理方法（指定）　再生処理（無筋コンクリート）

処理場の受入条件

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

１．公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無

２．第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・無

【工事支障物件関係】

１．地上、地下等の支障物件・・・・・無

２．地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

１．濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

【現場環境改善関係】

１．現場環境改善費・・・・・無

【その他】

１．工事用資機材等の保管指定・・・・・無

２．工事現場発生品の処理指定・・・・・無

３．支給資材及び貸与品

（１）品名

パネル式フトンカゴ(付属品含む) W1200×H500×L2000 79組

パネル式フトンカゴ(付属品含む) W1200×H500×L1000　5組

吸出防止材 52枚

ダウエルバー D16 L=1000mm 190本

キャップ VPφ20mm L=500mm 87本

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農　　第08060号

明示事項（説明書）

平形ブロック連結金具 152個

引渡し場所　別途協議

引渡し期間　別途協議

４．工事用電力等の指定・・・・・無

５．交通誘導警備員の配置

（１）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員Ｂ　　２　人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

６．その他

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
土地改良工事					
水路工事					
土工					
土工					
掘削	式	1			明細表　第1号
護床工					
護床工					
護床ｺﾝｸﾘｰﾄ	式	1			明細表　第2号
減勢工	式	1			明細表　第3号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
護床ﾌﾞﾛｯｸ撤去･仮置き	式	1			明細表　第4号
護床ﾌﾞﾛｯｸ据付	式	1			明細表　第5号
かご工	式	1			明細表　第6号
構造物撤去工					
構造物取壊し工					
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	式	1			明細表　第7号
仮設工					
仮設道路工					
仮設道路設置	式	1			明細表　第8号
仮設道路撤去	式	1			明細表　第9号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮締切工					
土のう工	式	1			明細表　第10号
中詰土	式	1			明細表　第11号
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処分	式	1			明細表　第12号
排水処理工					
仮廻し水路	式	1			明細表　第13号
排水ﾎﾟﾝﾌﾟ（仮設）	式	1			明細表　第14号
安全費					
交通誘導警備員	式	1			明細表　第15号
直接工事費計					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
掘削

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
掘削 土砂 ,ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ ,押土無し ,障害無し ,5,000m3未満	m3	15			
床掘り 土砂 ,標準 ,土留無し ,障害無し	m3	1,100			
路体(築堤)盛土 4.0m以上 ,20,000m3未満 ,障害無し	m3	180			
埋戻し 最大埋戻幅1m以上4m未満	m3	160			
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	m3	490			
基面整正	m²	940			
土砂等運搬 標準 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,0.3km以下	m3	1,140			
積込(ﾙｰｽﾞ) 岩塊･玉石 ,土量50,000m3未満	m3	830			
土砂等運搬 標準 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,0.3km以下	m3	830			
1　式　　当り					

明細表　第　2号
護床ｺﾝｸﾘｰﾄ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) ,100m3/日以上500m3/日未満 ,一般養生 ,圧送管延長無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	613			
型枠 木製型枠 ,鉄筋･無筋構造物	㎡	67			
型枠 一般型枠 ,小型構造物	㎡	36			
目地板 30m2以上 ,目地板(各種)	㎡	79			
ﾀﾞｳｴﾙﾊﾞｰ取付 D16 ,φ=20	本	190			
1　式　　当り					

明細表　第　3号
減勢工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) ,100m3/日以上500m3/日未満 ,一般養生 ,圧送管延長無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	27			
型枠 木製型枠 ,鉄筋･無筋構造物	㎡	73			
鉄筋工 加工･組立 加工･組立 ,差筋および杭頭処理 ,鉄筋径13mm ,SD345 D13	t	0.16			
鉄筋工 加工･組立 加工･組立 ,差筋および杭頭処理 ,鉄筋径16～25mm ,SD345 D16～D25	t	1.04			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,C=170kg/m3(高炉) ,養生工無し ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	2			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) ,100m3/日以上500m3/日未満 ,一般養生 ,圧送管延長無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	29			
型枠 木製型枠 ,鉄筋･無筋構造物	㎡	64			
鉄筋工 加工･組立 加工･組立 ,差筋および杭頭処理 ,鉄筋径13mm ,SD345 D13	t	0.15			
鉄筋工 加工･組立 加工･組立 ,差筋および杭頭処理 ,鉄筋径16～25mm ,SD345 D16～D25	t	0.92			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,C=170kg/m3(高炉) ,養生工無し ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	2			

明細表　第　3号
減勢工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
1　式　　当り					

明細表　第　4号
護床ﾌﾞﾛｯｸ撤去・仮置き

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
根固めﾌﾞﾛｯｸ撤去 撤去･積込み ,堆砂無し ,標準	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 2.5tを超え5.5t以下 ,積込み･荷卸 ,2個 ,0.5km以下	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ荷卸 2.5tを超え5.5t以下 ,標準	個	67			
根固めﾌﾞﾛｯｸ撤去 撤去･積込み ,堆砂無し ,標準	個	29			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 5.5tを超え11.0t以下 ,積込み･荷卸 ,1個 ,0.5km以下	個	21			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 5.5tを超え11.0t以下 ,積込み･荷卸 ,1個 ,0.5km以下	個	8			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ荷卸 5.5tを超え11.0t以下 ,標準	個	29			
根固めﾌﾞﾛｯｸ撤去 撤去･積込み ,堆砂無し ,標準	個	87			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 2.5t以下 ,積込み･荷卸 ,5個 ,0.5km以下	個	87			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ荷卸 2.5t以下	個	87			

明細表　第　4号
護床ﾌﾞﾛｯｸ撤去・仮置き

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
1　式　　当り					

明細表　第　5号
護床ﾌﾞﾛｯｸ据付

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ積込み 2.5tを超え5.5t以下 ,標準	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 2.5tを超え5.5t以下 ,積込み･荷卸 ,2個 ,0.5km以下	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ据付け 2.5tを超え5.5t以下 ,陸上 ,4.00 個/ﾌﾞﾛｯｸ10個,層積 ,標準	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ積込み 2.5tを超え5.5t以下 ,標準	個	37			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 2.5tを超え5.5t以下 ,積込み･荷卸 ,2個 ,0.5km以下	個	37			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ据付け 2.5tを超え5.5t以下 ,陸上 ,4.00 個/ﾌﾞﾛｯｸ10個,層積 ,標準	個	37			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ積込み 2.5t以下	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 2.5t以下 ,積込み･荷卸 ,5個 ,0.5km以下	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ据付け 2.5t以下 ,陸上 ,12m以下 ,-3m≦H≦3m ,0.00 個/ﾌﾞﾛｯｸ10個,層積	個	67			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ積込み 5.5tを超え11.0t以下 ,標準	個	21			

明細表　第　5号
護床ﾌﾞﾛｯｸ据付

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ運搬 5.5tを超え11.0t以下 ,積込み･荷卸 ,1個 ,0.5km以下	個	21			
消波根固めﾌﾞﾛｯｸ据付け 5.5tを超え11.0t以下 ,陸上 ,0.00 個/ﾌﾞﾛｯｸ10個,層積 ,標準	個	21			
吸出し防止材設置	㎡	430			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下 ,一般養生 ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し	m3	7			
型枠 木製型枠 ,鉄筋･無筋構造物	㎡	18			
1　式　　当り					

明細表　第　6号
かご工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ふとんかご 設置 ,階段式 ,高さ50cm×幅120cm	m	165			
吸出し防止材設置	㎡	190			
1　式　　当り					

明細表　第　7号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
構造物とりこわし 無筋構造物	m3	20			
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし ,DID区間無し ,14.4km以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m3	20			
処分料 再資源化施設(無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ) 再生骨材-41	m3	20			
1　式　　当り					

明細表　第　8号
仮設道路設置

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
整地 敷均し(ﾙｰｽﾞ) ,10,000m3未満 ,障害無し	m3	67			
積込(ﾙｰｽﾞ) 土砂 ,土量50,000m3未満	m3	130			
土砂等運搬 標準 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,0.5km以下	m3	130			
路体(築堤)盛土 4.0m以上 ,20,000m3未満 ,障害無し	m3	130			
1　式　　当り					

明細表　第　9号
仮設道路撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
積込(ﾙｰｽﾞ) 土砂 ,土量50,000m3未満	m3	130			
1　式　　当り					

明細表　第　10号
土のう工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
簡易仮締切工 製作･設置 ,流用土 ,耐候性(φ110 H=110cm)短期仮設対応(1年)	袋	87			
簡易仮締切工 撤去	袋	87			
簡易仮締切工 製作･積立､小口並べ ,普通	㎡	1			
簡易仮締切工 撤去､小口並べ	㎡	1			
1　式　　当り					

明細表　第　11号
中詰土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
積込(ﾙｰｽﾞ) 土砂 ,土量50,000m3未満	m3	73			
土砂等運搬 標準 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,0.5km以下	m3	73			
1　式　　当り					

明細表　第　12号
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処分

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
伐採木･土のう袋等運搬 往復運搬距離L=54.2 km	台	1			
処分料 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 廃ﾌﾟﾗｰ4	m3	2			
1　式　　当り					

明細表　第　13号
仮廻し水路

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ﾋｭｰﾑ管(B形管) 据付･撤去 ,1000mm ,外圧管(各種) ,しない<標準>(全ての費用)	m	29			
1　式　　当り					

明細表　第　14号
排水ﾎﾟﾝﾌﾟ（仮設）

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
排水設備運転 作業時排水	日	50			
排水設備設置･撤去	箇所	1			
1　式　　当り					

明細表　第　15号
交通誘導警備員

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人				
1　式　　当り					